



二四五二号)

○公衆浴場業に対する固定資産税、償却資産税減免に關する請願(第二四九八号)(第二七一五号)(第二七一六号)(第二七四〇号)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○市川房枝君 衆議院における修正に關連いたしまして幾つか質問をしたいと思ひます。

提案者に伺ひたいのですが、お差しつかえだそうでごいいますから、政府当局からお答えを願ひたいと思ひます。

最初に伺ひたいのは、地方議会の議員の年金の収支の會計といふ事か、どういふことになつておられますか。その現状を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(佐久間運君) 御承知のように地方議会の退職年金制度につきましては、都道府県議會議員共済会、市議會議員共済会、町村議會議員共済会三本に分かれておりまして、それぞれ別個に經理をいたしております。で、都道府県議會議員の場合におきましては、現在百分の五の掛け金を徴収をいたしておりますが、それによりまして、昭和四十七年になりますと二千万円余の不足になる計算になつております。市議會議員共済会の場合におきまして、同様四十七年度におきまして二億八千万余の赤字が出るという計算になつております。町村議會議員共済会におきまして、同様四十七年度におきまして二億七千万余の赤字が出るという計算になつております。

○市川房枝君 その赤字は、公共団体から穴埋めをする事になりますか。

○政府委員(佐久間運君) 法律の規定によりまして、掛け金によるほか、地方公共団体が負担するということに相なつておりますので、掛け金でまかないまして不足が生じた場合におきま

しては、地方公共団体が負担をするということに相なるかと思ひます。ただ、当初の掛け金百分の五を決定いたしました場合におきましても、なるべく地方公共団体の負担になるようなことを避けるようにしてこの趣旨で計算もいたしておりますので、そういう状況になりましてならば、地方公共団体に過重な負担をかけることのないように、掛け金の検討もいたすことにもなるうかと存じます。たゞまてまてといたしましては、御指摘のとおりでございます。

○市川房枝君 いま局長からちよつとお話がありましたけれども、この制度ができるときは互助年金制度の趣旨といふ事が、議員がお互いに助け合ひ、こういう趣旨でできたわけですね。ですから公共団体といふか、果あるいは市町村の税金には負担をかけるまいかと思ひます。

たと思ひますので、しかしながら、いまお話を伺ひますと、だいたふ赤字が出てくるようなお話を伺ひますけれども、これは一般の住民は、いまの住民の気持ちからいいますと、そうならば賛成しないと思ひます。その掛け金の率をもう少し上げるとかといふふうな事について具体的な計画といふものはないのでございいますか。

○政府委員(佐久間運君) 御指摘のように、この共済会の精神は互助年金制度でございます。先ほど申しましたように、四十七年度になりますと、現行の掛け金のままでまいりました場合に、掛け金だけでは赤字を生ずるといふ計算になります。掛け金だけでは赤字を生ずるといふ時期になります。さらには、また掛け金を再検討されるということも期待をしてよろしからうと思ひます。

なおまた、先般衆議院で御修正になりました退職一時金につきましては、将来にわたつて地方公共団体の負担に依存することのないようにという御趣旨で計算をなされまして、一時金のために百分の二だけ掛け金を増額をされるということに相なつたわけでございます。その御修正の額で私

どもが事務的に計算をいたしてみますと、その計算によりまして、この一時金のほうにつきましては、将来とも地方公共団体に負担をかけることはいないと思ひます。

○市川房枝君 それは、衆議院の修正の趣旨のところから書いてございいますのを見ましたら、いまままで年金をもらつておられるのは四割であつて、六割はもらつていないのだといふことが書いてございいますね。

そうすればほんとうは余つていふはずなんですけれども、さつきお話のように、すぐではないけれども、赤字に相当するといふことになりまして、今度一時金を支給するに、百分の二だけ増加をする、それで大体一時金を支給してもまかなえるという計算だといふことですね。

その計算が、一体どういふ計算なのか、何つてもちよつと私どもにわからないかもしれないけれども、いま計算は、そうおっしゃつても先へ行つてまた赤字になるのじゃないかといふ心配があるのですが、どうですか。

○政府委員(佐久間運君) ただいま手元にその計算の資料を用意いたしておりますので、御配付いたして御説明申し上げたいと思ひます。——ただいまお手元に御配付申し上げましたものにつきまして御説明を申し上げます。

第一ページをごらんいただきます。その一番左のところには在職年数、その次の欄に給付率を書いてございまして、衆議院の御修正になられました案によりまして、三年以上四年でやめました方には、その方が掛けました掛け金の総額の七割を支給するといふことになつてございまして、その次の欄にございまして、掛け金を掛けましたものの七割、百分の七十を掛けまして、三年でございまして、以下そこに書いてございまして、三年で、四年から八年未満までの者は掛け金の八割を支給をする、それ以上十二年未満の者は九割を支

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

次ページは、収支の概算をいたしたものでございまして。一番上の都道府県議會議員の場合によりますと、各年度ごとに、支出、収入を書きまして、その当期の損益、それから年度末の資産といふことについて書いてございまして、これを計算いたしまして、四十二年、四十六年、五十年といふ年には赤字になるわけでございます。このときは地方議会の統一選挙が行なわれまする年でございますので、退職者も多数一度に出るわけでございますから、その年についてだけ見ますと赤字でございますが、それ以外の年については見ますと相当な黒字になつておられます。それを差し引き計算いたしますと、年度末資産といふところに出ておられます数字で、将来にわたつて赤字が出ない、かよりの計算になつておるわけでございます。

○市川房枝君 そういふ計算のしかた、どうも私にはよくわからぬのですが、一応御説明を伺ひまして、百分の二の増加で一時金はまかなえるといふことですね。そうすると、さつきお話の年金のほうの赤字のは、この百分の二ではだめなんです

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

給をする、かよりになるわけでございます。これは都道府県議會議員の場合でございますが、それによつて退職者数の率等によりまして計算をいたしまして、この下の注のところに書いてございまして、全体に支払われます報酬の総額と比較をいたしまして、この一時金の支給に、それだけの給付の内容を支給いたしますために要する所要財源率を計算いたしますと、一番下の数字でございまして、〇・一九二五といふことで、約〇・〇二、すなわち百分の二、報酬額に対して百分の二の掛け金を取りますならば、ここに書いてございまして、二ページ目は市議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。三ページ目は町村議會議員につきまして同様な計算をいたしました。これも百分の二あればまかなえる。

ね。別にまた考慮しなくちゃならぬということですね。

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでございます。

○市川房枝君 今度の修正で、もし赤字が多くなって、一般の会計に食い込むような場合には、この掛け金を考慮するということを附則にしようか、あるいはどのくらい食い込んだらするの、か、そういう具体的なことは何もありませんか。それはどうなりますか。

○政府委員(佐久間彌君) この点につきましては、衆議院の御修正の結果入れられました附則の規定によりまして、ただいま御指摘になりましたように、今後の支給の実績に照らしまして、地方公共団体の負担が過重されるおそれが生じた場合において、必要に応じて掛け金率を検討されなければならぬ、かような御趣旨でございます。したがって、政府におきまして、この規定の御趣旨によりまして、将来そのような時期がまいます。したならば検討をいたしてまいりたいと存じます。

○市川房枝君 それは自治省が検討なさいませんか。

○政府委員(佐久間彌君) これは法律に百分の五なり七の掛け金率が規定されておりますので、自治省で検討いたしました。国会の御審議をいただく、かような運びになるかと思っております。

○市川房枝君 この一時金の場合、三年以上四年というところが区切ったのですか。これは解散はないし四年が一期なんですけれども、そこがちょっとはつきりしないのですが……

○政府委員(佐久間彌君) これは御修正の御趣旨を十分私どもも理解をいたしておらないかと存じますが、私もなんとなくはつきりしないところでは、一時金を支給をいたすようにしようという改正をなさいました御趣旨が、あまり掛け捨てが多くなるといふことについての不公平を何とか救済をす

べきだと、かような地方議会側からの御要望に沿うてなされたかと存じますので、そういたしますと、まあ一年、二年、三年ぐらいの非常な短い年限でおやめになった方につきましては、それほど掛け捨ての額も多くなりわけでございます。それから、かたがた全体の掛け金もより低く押えるようにしてこの制度をつくりたい、かようなお考えもあつてなされたことと存じております。

○市川房枝君 この修正の趣旨の中に「地方公共団体の長等について、年金支給資格に達しない者に対する一時金支給の制度が設けられていないことと対比すると、退職給付制度上の均衡を失っている」と言われるを得ません。こゝ書いてあるのが、これはこの共済組合で決定してはいるのですか。内容はどのようになっているのでございませぬか。内容はどういうふうになっているのでございませぬか。

○政府委員(佐久間彌君) 地方公共団体の長につきましては、一般の地方公務員と同様に、いわば常勤的な職であるという考え方に立ちまして、退職年金につきましても退職一時金につきましても、一般地方公務員と同様な制度に現在なっております。

○市川房枝君 地方議会の議員は、公務員法における公務員じゃありませんか。

○政府委員(佐久間彌君) これは特別職でございます。地方公務員法の一般の規定の適用にはなりません。

○市川房枝君 私は、この場合だけでなく、いわゆる地方議会議員の報酬の決定のときにも考えるのは助役といふ方が、そういう人たちのいわゆるベスアップと議員のベスアップを、いつでも並行していくといたすか、併せていくといたすか、私は不公平だと、これは違ふのだと、広い意味においては議員も公務員ではありますけれども、いわゆる公務員法における公務員ではないのだ、常勤者ではないのだ、いわゆる執行機関の長なんかとは違ふのだというふうには私は考えているわけなん

ですけれども、したがって、ここで公共団体の長に退職金があるから議員にも退職金がなければ不公平だといふ論旨は、少し賛成しかねるわけでありますが、その点はどうお考えになりますか。

○政府委員(佐久間彌君) 御指摘のように議員の報酬の決定にあたりましては、一般職の地方公務員のように生計費あるいは民間事業所の賃金等とのバランスを考慮して決定されるべきものではないかと私も考えております。長とか助役とかいうものは、むしろ一般職の公務員の給与改定と、ある程度バランスをとって考えるというところが、この常勤職のたてまえからいたしました、しかるべきことと存じます。議員につきましては、そのようなことはございません。衆議院の御修正の御趣旨にございませぬか、この文言につきましても御指摘になりましたが、この文言につきましては、私も私ども政府側としては関与いたしてございませぬので、その御趣旨ははかりかねますが、おそれらくこの退職年金制度があるならば、退職年金の年限に達しないものにつきまして一時金制度をあわせ持つということが制度上適當であらうと、そのような考え方をいたしました。長に退職年金制度と同時に、退職一時金制度があるので、それとの均衡を考えてという御趣旨かと思つて、長や助役はむしろ常勤的な職であり、議員はそのようなものと違ふという理解につきましては、私も私も先生と同様な考え方を持っております。

○市川房枝君 私の考え方に賛成してくださつて、その点はあるがたいのですが、まあ私はこの法案の修正のいわゆる年金を支給されるに達しない年限でやめた人に対する一時金の支給という点については、掛け金が掛け捨てになつて、それが十二年と一年との差でも掛け捨てになつて、その点からその年金制度というものはある以上、幾らかその年限に達しないでやめた人に対して払い戻しをする、掛け金の払い戻しをするといひましようか、多少するといふことは、これはま

あ納得できると思つては思つては思つても、これはこの法案にはありませんけれども、地方議会議員の議員、市会議員、町村議会議員の通算ですね。十二年というものがこれは現在では少なくとも県議員は県議会議員として十二年ですか、一時金もやっぱりそうなつてはいるのですが、将来これが通算をして、この年限に達すれば年金を払ふ、あるいは退職金をするといふような制度になることが予想されるのでしようかどうでしょう。

○政府委員(佐久間彌君) 衆議院の御審議の段階におきましても、そういうことができないかという御質問をいただいたのでございませぬ。ただ、まあ私ども事務的に検討いたしましたけれども、都道府県議会議員の場合と、市あるいは町村の場合と比べてみますと、報酬額につきましても非常な差がございませぬ、また、団体によりましては非常な差があるわけがございます。したがって、それらのものをついにプールをいたしまして相通する年金制度をつくるということにつきましては、技術的に見ましても非常に難点が多いように存じております。したがって、衆議院におきましても附帯決議もいたさしたもので、私ももいたしまして、将来の問題として検討はあつてもいいと思いますが、相当これは難点が多いように存じております。

○市川房枝君 まあ私は、一般の住民の立場からすれば、やっぱり通算というところは望ましくないと、やっぱりある程度幾らかでも税金でもつてこれを補充するといふことになれば、県議会議員として努力した人に対しては、県民の税金をもって支払ふ。幾らかこれ税金をもって支払われることは望ましくないと、市会議員に対してはやっぱり……といふことは合理的ではないのか、こゝろいうふうには考えますので、私は、通算制度はこれ望ましくないと、技術的に困難だといふお話ですが、これも、住民の感情からいって望ましくないと、いふ。それれれれれれれれ、今度別なものをなされば、またおもしろいになつても、これは法の制定上

それでもいいといいますが、やむを得ないといいますが、そういうことになるんじゃないかと思ひわけでありませぬ。

一応、私の質問はこれで終わります。

○委員長(天坊裕彦君) 他に御質疑はございませぬか。——他に御発言もないようでございますので、本案についての質疑は終了したものと認めます。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、請願二百三十九件の審査を行います。

先刻、委員長及び理事打ち合わせ会において御協議いただきましたものにつきまして、専門員から簡単に報告いたさせます。

○専門員(鈴木武君) お手元に配付してありまする請願の一覧表によって申し上げます。

ただいま採択となりました請願を申し上げます。第二九一号委託、委任事務の合理的整備軽減等に関する請願、第一〇六三号外八件地方公務員共済組合短期給付費用の一部国庫負担に関する請願、第三五号外一六一件地方交付税の税率引き上げに関する請願、第二五一号発電用水利使用料増額等に関する請願、第二七一号外二件寒害地帯における地方財政の合理化に関する請願、第二七二号外二件市町村職員の給与改定に伴う財源措置に関する請願、第七六七号地方財政改正に伴う財源措置強化に関する請願、第一五七二号地方財政の充実強化に関する請願、第一六二〇号国庫補助負担制度改善に関する請願、第一八四七号人命救助並びに火災防止のための諸設備に関する請願、以上百八十三件でございます。その他は留保となりました。以上御報告いたします。

○委員長(天坊裕彦君) ただいまの報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(天坊裕彦君) 御異議ないと認め、さよう決します。

それでは採択に決定いたしました請願は、いずれも議院の会議に付し、内閣に送付するを要する

ものとし、他は留保することと決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(天坊裕彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。なお、審査報告書につきましては、先例により、委員長に御一任願います。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、継続調査要求についておはかりいたします。

当委員会におきましては、地方行政の改革に関する、従来どおり今期国会閉会中も引き続き調査を行なうこととし、本院規則第五十三条により、継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(天坊裕彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成は、先例により、委員長に御一任願います。

午後二時十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

五月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、せき髄損傷患者に対する軽自動車のみ及び軽免許制度存続に関する請願(第二二八五号)(第二四五二号)

一、人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願(第二三二八号)

第二三二八五号 昭和四十年四月二十八日受理

せき髄損傷患者に対する軽自動車のみ及び軽免許制度存続に関する請願(二通)

請願者 広島県尾道市西藤町山戸 島田節

二外百八名

紹介議員 松本 賢一君

を渡されるよう格別のご尽力をお願いするとの請願。

理由

目下審議中の道交法の改正案によると軽免許制度が廃止になるが、せき髄損傷で失った歩行機能を補うための特別装置の車の軽免許取得できず、身体障害のため非常な努力を要するに普通免許となると、その取得が一層むづかしくなる。このことは、両脚の代わりとして経済的かつ軽便な軽自動車の利用を断念せざるを得なくなることであり、全国身体障害者の足を奪おうとするもので、社会復帰の意欲にもえている者にとつて前途を暗くし希望を失わせることになる。

第二四五二号 昭和四十年五月六日受理

せき髄損傷患者に対する軽自動車のみ及び軽免許制度存続に関する請願(三通)

請願者 富山県魚津市富山労災病院内 北川義一外九十二名

紹介議員 基 政七君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二三二八号 昭和四十年四月三十日受理

人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願(十一通)

請願者 神奈川県逗子市久木一、五二八 赤松要外十名

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

五月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆浴場業に対する固定資産税、償却資産税減免に関する請願(第二四九八号)(第二七一五号)(第二七一六号)(第二七四〇号)

一、人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願(第二五五二号)(第二六一六号)

一、地方公務員共済組合短期給付費用の一部国庫負担に関する請願(第二六二二号)(第二六二六号)

(二二二号)(第二六二三号)(第二六二四号)

第二四九八号 昭和四十年五月七日受理

公衆浴場業に対する固定資産税、償却資産税減免に関する請願

請願者 東京都杉並区大宮前六ノ三〇九 小穴隆太郎

紹介議員 安井 謙君

公衆浴場は、国民大衆の保健衛生施設としての公共的装置産業であるから、公衆浴場業に対する営業用土地建物に対する固定資産税並びに営業用じゅう器設備に対する償却資産税は減免せられたいとの請願。

理由

今日の自由経済下において、料金を物価統制令で規制されている私企業は、公衆浴場ただ一つである。このことは、当局が公衆浴場は、国民大衆の保健衛生を維持、向上するために欠くことのできない公共的施設であるとの見地から社会政策的に適用していることにはかならない。しかも、その営業並びに施設については、公衆浴場法、水質基準に関する通達等により厳しく規制し、衛生面における指導、監督取締りに重点をおいている反面、経営面における経済的指導、助成は何一つ行なっていない。このため業者は、適正な原価による利潤が得られず、高度経済成長の谷間におかれながらも、あらゆる努力を傾けているが、その経営状態は非常に困難な事態にたち至っている。従つて、公衆浴場が、その果すべき役割と使命をまとうるためには、唯一の収入源である入浴料金の改定に依存する以外にないという実情であるから、当局は、料金が直接消費者大衆に及ぼす影響を考え、今後も社会政策的に低入浴料金を実施される限り、従来の片手落行政を是正し、上記の措置を講ぜられたい。

第二七一五号 昭和四十年五月十一日受理

公衆浴場業に対する固定資産税、償却資産税減免

に關する請願

請願者 東京都中央区新富町一ノ四全国公衆浴場環境衛生同業組合連合会

紹介議員 基 政七君

この請願の趣旨は、第二四九八号と同じである。

第二七一六号 昭和四十年五月十一日受理

公衆浴場業に対する固定資産税、償却資産税減免に關する請願

請願者 東京都中央区新富町一ノ四全国公衆浴場環境衛生同業組合連合会

内 谷久次郎外一名

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第二四九八号と同じである。

第二七四〇号 昭和四十年五月十一日受理

公衆浴場業に対する固定資産税、償却資産税減免に關する請願

請願者 千葉市新宿町二ノ五四千葉県公衆浴場環境衛生同業組合理事長

大橋栄太郎

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第二四九八号と同じである。

第二五五一号 昭和四十年五月八日受理

人・車の左側統一通行制緊急実施に關する請願(八通)

請願者 東京都杉並区和泉町六三一 淡島雅吉外七名

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二六一六号 昭和四十年五月十日受理

人・車の左側統一通行制緊急実施に關する請願(五通)

請願者 東京都豊島区池袋三ノ一、五四二 小倉謙外四名

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二六二二号 昭和四十年五月十一日受理

地方公務員共済組合短期給付費用の一部国庫負担に關する請願

請願者 福島市上浜町五 奈須濤外三千四百四十六名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一〇六三号と同じである。

第二六二二二号 昭和四十年五月十一日受理

地方公務員共済組合短期給付費用の一部国庫負担に關する請願

請願者 岡山県玉島市黒崎六ノ一四七 原田忠雄外八百八十三名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一〇六三号と同じである。

第二六二三号 昭和四十年五月十一日受理

地方公務員共済組合短期給付費用の一部国庫負担に關する請願(二通)

請願者 福岡県柳川市上宮永町七七 古賀正能外六千七百九十一名

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第一〇六三号と同じである。

第二六二四号 昭和四十年五月十一日受理

地方公務員共済組合短期給付費用の一部国庫負担に關する請願(四通)

請願者 福岡県浮羽郡浮羽町本町 出利業克巳外一万八百八十五名

紹介議員 米田 殿君

この請願の趣旨は、第一〇六三号と同じである。

第十八号中正誤

ベシ 段行 誤

二 四 單簡 正

五 二 から 終わり たといえは たといえは

六 二 から 終わり 物価を 物価が

第十九号中正誤

ベシ 段行 誤

五 三 六 と云々 云々と

七 二 三 少ない 少ない

八 三 三 そういろは そういろは

第二十号中正誤

ベシ 段行 誤

四 二 から 終わり ところは ところに

五 二 一 四 これにより これより

第二十二号中正誤

ベシ 段行 誤

二 三 から 終わり 十六歳 十八歳

五 二 から 終わり でした です



第二部

地方行政委員会會議錄第二十八号

昭和四十年五月十八日

【參議院】

昭和四十年五月二十二日印刷

昭和四十年五月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局